

隠れている
病気や不調…

年に一度の人間ドックが 教えてくれます

人間ドックは全身の
健康状態を調べる総合

的な検査です。40歳以上
の被保険者および被
扶養者である配偶者の

方、30歳・35歳になる節目の被保険者の
方に27・500円の費用補助を行っています。

健康には自信があるという方も、
自分の体の状態を正確に知るために、年に
一度の人間ドックをぜひご受診ください。

*人間ドックを受けることで、特定健診（40歳～74歳

対象）を受診したものとして取り扱います。
詳しくは、当健保組合の
ホームページをご確認いただけます。



② 実施時期

令和6年4月から令和7年3月末までの間
※特定健診のみの受診は令和7年1月末まで

③ 実施機関

当健保組合が委託契約した健診機関

④ 負担額

① 当健保組合負担額

27,500円（25,000円+消費税）
ただし、検査費用が右記に満たない場合

は実費（基本料金のみ）。

② 自己負担額

受診検査費用から当健保組合負担額を
差し引いた額。

※乳がん、子宮がん、前立腺がん、その他オプション
等の費用は、すべて自己負担となります。

⑤ 検査項目

受診検査機関が定める検査項目（特定
健診項目含む）

※原則として、日帰り人間ドックで受診していただき
ておりますが、被扶養者である配偶者に限り、集合
契約による特定健診のみの受診を実施しています。

- 特定健診のみを受診されたい場合は事前に受診券の発行を当健保組合に申請してください。
- 平成2年3月31日に生まれた方）
- 35歳の被保険者（平成6年4月1日～平成7年3月31日に生まれた方）
- 30歳の被保険者（平成6年4月1日～平成7年3月31日に生まれた方）
- 30歳の被保険者（昭和60年3月31日以前生まれの方）
- 40歳以上の被保険者および40歳以上の被扶養者である配偶者（昭和60年3月31日以前生まれの方）

この春、就職したお子さまはいらっしゃいませんか？

被扶養者の資格更新調査に ご協力をお願いします！

ご家族が被扶養者として認められると、保険証が交付され、

保険料を負担することなく、あらゆる保険給付を受けることができます。しかし、本来は被扶養者資格のない人を被扶養者として認定してしまうと、健保組合の不要な支出につながります。

みなさんから納めていただく保険料を適正に使用し、健保財政の安定化を図るため、被扶養者の資格確認にご協力をお願いします。

なお、調査までに就職や結婚などでのほかの健康保険組合等に加入された場合は、「健康保険被扶養者（異動）届」に保険証を添え、5日以内に事業主を通じて当健保組合に届け出してください。



本誌6
ページに
も関連記事を
掲載しております
ので、ぜひご参考ください。

● 実施対象者

被扶養者。原則として令和6年1月1日以降認定の被扶養者は対象外となります。

● 調査票の配付時期 および提出先

令和6年7月初旬の予定です。

令和6年7月31日（予定）までに事業所の健保組合担当者にご提出ください。

※提出期限までに必要書類の提出がない場合は、被扶養者資格の取り消しをさせていただきます。